

令和5年3月3日開会

令和5年3月3日閉会

令和5年第1回
名寄地区衛生施設事務組合
議会定例会会議録

名寄地区衛生施設事務組合

令和5年第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会会議録

開会 令和5年3月3日（金曜日）午後3時30分

1. 議事日程

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会期の決定
- 日程第3 行政執行方針
- 日程第4 議案第1号 名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について
- 日程第5 議案第2号 名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について
議案第3号 名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部改正について
- 日程第6 議案第4号 令和3年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算（第2号）
- 日程第7 議案第5号 令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算
- 日程第8 報告第1号 専決処分した事件の報告について
- 日程第9 議会報告第1号 例月出納検査及び定期監査の結果報告について
- 日程第10 閉会中の審査及び調査の申し出について

1. 出席議員（13名）

- 議長 13番 東 川 孝 義 議員
- 副議長 12番 斉 藤 好 信 議員
- 1 番 山 崎 真 由 美 議員
- 2 番 名 取 明 美 議員
- 3 番 蓑 谷 春 之 議員
- 4 番 杉 山 均 議員
- 5 番 三 浦 勝 秀 議員
- 6 番 清 水 一 夫 議員
- 7 番 高 野 美 枝 子 議員
- 8 番 高 橋 伸 典 議員
- 9 番 黒 井 徹 議員
- 10番 中 尾 稔 議員
- 11番 藤 原 芳 幸 議員

1. 議会事務局出席職員

- 事務局長 伊 藤 慈 生
- 書記 金 子 凌 輔

1. 説明員

- 管理者 加 藤 剛 士 君
（名寄市長）
- 副管理者 山 口 信 夫 君
（美深町長）
- 副管理者 谷 一 之 君
（下川町長）
- 副管理者 佐 近 勝 君
（音威子府村長）
- 副管理者 橋 本 正 道 君
（名寄市副市長）

1. 事務局説明員

事務局長 藤 井 浩 司 君
(兼炭化センター所長)

主 幹 仙 石 徳 志 君
(名寄市環境生活課長)

主 幹 桜 木 健 一 君
(美深町住民生活課長)

主 幹 高 橋 祐 二 君
(下川町税務住民課長)

主 幹 上 野 利 治 君
(音威子府村住民課長)

参 事 常 本 史 之 君
(一般廃棄物処理施設整備推進室副長兼場長)

総務課長 西 本 圭 太 君
(兼一般廃棄物処理施設整備推進室参事)

衛生センター所長 角 田 守 譜 君
(兼一般廃棄物処理施設整備推進室参事)

推進室主幹 安 藤 剛 君
(兼総務課主幹)

処分場主査 佐 々 木 哲 雄 君
(兼衛生センター主査)

炭化センター主査 渡 邊 大 介 君
(兼最終処分場・一般廃棄物処理施設整備推進室)

○議長（東川孝義議員） 只今より、令和5年第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会を開会いたします。

全員出席でございます。

直ちに本日の会議を開きます。

日程表は、お手元に配布のとおりでございます。

○議長（東川孝義議員） 日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員には、会議規則第87条の規定により、

6番 清水 一夫 議員

8番 高橋 伸典 議員

を指名をいたします。

○議長（東川孝義議員） 日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日1日といたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日1日と決定いたしました。

○議長（東川孝義議員） 日程第3 これより令和5年度行政執行方針を行います。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 令和5年、第1回名寄地区衛生施設事務組合議会定例会の開会にあたり、行政執行方針について申し上げ、議員各位をはじめ、構成市町村並びに地域住民の皆様にご理解とご協力をいただきたいと思います。

組合の運営にあたりましては、構成市町村の

中で、長期的、総合的視点に立った廃棄物の排出抑制から最終処分までの適正な処理を進めることを目的とし、令和2年に改定をされました「一般廃棄物処理広域化基本計画」に基づき、広域による計画的な廃棄物処理を進めつつ、次期中間処理施設整備に向けて調整を図っているところでございます。

構成市町村におきましては、環境基本法並びに循環基本法の理念である、発生抑制リデュース、再使用リユース、再利用リサイクル、発生回避リフューズの4Rを基本とし、資源を有効に活用した環境負荷の少ない循環型社会の構築を目指すものとしております。

今後も関係市町村と協働し、当地域から発生する廃棄物の適正処理と、再利用を基本とした環境にやさしい持続可能な社会の構築に取り組んでまいります。

次に、令和5年度の予算編成について申し上げます。

組合の令和5年度予算案は、各施設の運営と、次期中間処理施設整備事業を合わせ、前年度比8.2%増の6億8,060万6千円となりました。

予算執行にあたりましては、今後も、経費縮減を念頭に置いた財政運営に努めてまいります。

次に、衛生センターにおきましては、昭和54年4月の供用開始以来43年が経過しております。

人口減少により、し尿及び浄化槽汚泥の収集量は減少傾向にあり、令和5年度におきましては、受託処理を含め、総量4,538klの受入れを計画しております。

今後も継続して処理を行うため、年次計画による修繕工事を行ってまいります。老朽化が著しいことから、突発的な故障等により受入れが不可能となる事態を想定し、令和3年度に近隣施設と締結をした緊急時相互支援協定により、安定処理の維持に努めてまいります。

次に、炭化センターにつきましては、平成15年の供用開始以来19年が経過しております。

炭化ごみにつきましても、し尿及び浄化槽汚泥と同様に、人口減少により搬入量は減少傾向にあり、令和５年度は3,110 t の受入れを計画しております。

施設の老朽化に伴い、今後も年次計画による設備の修繕と更新を行い、安定処理の維持に努めてまいります。

次に、名寄地区広域最終処分場につきましては、平成30年度の供用開始から４年が経過しております。

引き続き分別指導と啓発活動により、排出者の適切なごみの分別と減量化に対する意識の向上に努め、効率的な施設運営と延命化を図ってまいります。

令和５年度における埋立ごみにつきましては、4,914 t の受入れを計画しております。

今後も広域化のメリットを生かして、地域一体となった施設の円滑な運営に努めてまいります。

次に、次期中間処理施設につきましては、令和３年度に策定した一般廃棄物中間処理基本計画に基づき、議員各位並びに構成市町村のご理解を賜りながら、当地域における廃棄物の適正処理と循環型社会の構築を目指し、現在発注に向けた作業を進めているところでございます。

以上、令和５年度の行政執行方針について、その概要を申し上げます。

組合議員の皆様、並びに地域住民の皆様のご理解とご協力をお願いを申し上げます。

○議長（東川孝義議員） 以上で行政執行方針を終わります。

○議長（東川孝義議員） 日程第４ 議案第１号、名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 議案第１号、名寄地区衛生施設事務組合職員の定年引上げに伴う関係条例の整備に関する条例の制定について提案の理由を申し上げます。

本件は、令和３年６月の地方公務員の改正により、令和５年度から定年年齢の段階的な引き上げや役職定年制度等が導入されることから、関係する条例を整備しようとするものでございます。

初めに第１条、名寄地区衛生施設事務組合職員の定年等に関する条例の一部改正は、職員の定年等に関する地方公務員法の適用条文を整理するものでございます。

次に第２条、名寄地区衛生施設事務組合職員の再任用に関する条例は、準用する名寄市職員の定年等に関する条例において、定年前再任用短時間勤務制度が導入されることから廃止するものであります。

次に第３条、名寄地区衛生施設事務組合職員条例の一部改正は、管理監督職の勤務上限年齢や高齢者部分休業が導入されることから、これまで準用していた名寄市の条例に加え、新たに名寄市職員の降給に関する条例、及び名寄市職員の高齢者部分協業に関する条例を追加しようとするものでございます。

よろしくご審議下さいますようお願い申し上げます。

○議長（東川孝義議員） これより質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 質疑なしと認めます。お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第1号は、原案のとおり決定することに、
ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第1号は原案のとおり可決されました。

○議長（東川孝義議員） 日程第5 議案第2号、名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第3号、名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部改正について、以上2件を一括議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 議案第2号、名寄地区衛生施設事務組合廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について、議案第3号、名寄地区衛生施設事務組合証紙条例の一部改正について、一括して提案の理由を申し上げます。

本件は、昨今の燃料費の高騰、人口減少や水洗化の普及による収集量の減少等を理由とするし尿収集委託料改定の要望を受け、受益者負担の観点から音威子府村のし尿収集手数料を1市2町における現行収集手数料と統一となる改正をしようとするものでございます。

初めに第2号議案につきましては、別表で定めております音威子府村の住民が負担するし尿収集手数料を、201につき現行94円を123円に改正しようとするものでございます。

次に第3号議案につきましては、音威子府村の証紙を、第2号議案で改正する収集手数料を基本に、5円未満は切り捨て、5円以上10円未満は5円に端数処理した額で証紙の種類ごとに改正しようとするものでございます。

以上一括して提案理由とさせていただきます

ので、よろしくご審議くださいますよう、お願い申し上げます。

○議長（東川孝義議員） これより質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

議案第2号他1件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第2号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第2号は原案のとおり可決されました。

○議長（東川孝義議員） お諮りいたします。

議案第3号は、原案のとおり決定することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第3号は原案のとおり可決されました。

○議長（東川孝義議員） 日程第6 議案第4号、令和4年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算第2号を議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 議案第4号、令和4年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計補正予算第2号につきまして、提案の理由を申し上げます。

今回の補正は、負担金の精算と年度末の計数

整理が主な内容でありまして、歳入歳出それぞれに2,938万9千円を減額し、予算総額を7億5,542万7千円にしようとするものでございます。

補正の主なものにつきまして、第1表により歳出からご説明を申し上げます。

1款議会費におきまして、5万6千円の減額は、計数整理による減額でございます。

2款総務費におきまして、9千円の減額は、一般管理費で施設整備基金に3万9千円の積立による追加がある他は計数整理によるものでございます。

3款衛生費におきまして、5,348万円の減額は、1目し尿収集費で、構成市町村のし尿収集量を年度当初に比べ、25kl減量で見込んだことにより23万1千円の減額。

2目し尿処理費で、受入量の減少による燃料費の節減と工事の入札減により287万9千円の減額。

3目炭化処理費で、燃料調整費の高騰による電気料の追加により317万2千円の追加。

4目埋立処理費で、水質状況を見ながら薬品の適正使用による節減により1,853万4千円の減額。

5目ごみ処理施設建設費で、旧焼却施設解体工事の入札減により3,500万8千円の減額が主な内容でございます。

4款、公債費におきまして7万6千円の減額は、資金繰りが順調に推移したことにより一時借入金が無かったことによるものでございます。

5款、予備費におきまして2,423万2千円の追加は、歳入歳出調整によるもので、補正後の突発的な支出に対して負担金を追徴せずに、対応しようとするものでございます。

次に、歳入について申し上げます。

1款分担金及び負担金におきまして3,141万2千円の減額は、建設事業負担金で環境省の交付金を活用して事業を進めることを踏まえ、年

度末の決算額で精算を行うものとして整理したものであります。

2款使用料及び手数料、1項使用料におきまして73万円の減額は、幌加内町の受託処理量を25.1kl減量で見込んだものでございます。

2項手数料におきまして21万3千円の減額は、構成市町村のし尿収集量を25kl減量で見込んだものでございます。

5款財産収入におきまして3万7千円の追加は、施設整備基金約2億4千万円に対する利子収入でございます。

8款諸収入におきまして、292万9千円の追加は、鉄屑等の売り払い収入でございます。

次に第2表、継続費補正は旧焼却施設解体工事の入札減によるものでございます。

以上、補正の概要についてご説明を申し上げました。よろしくご審議下さいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（東川孝義議員） これより質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（東川孝義議員） 10番中尾 稔議員。

○10番（中尾 稔議員） 15ページ、ちょっと趣旨がわからないので、説明していただきたいんですけども、15ページの11節役務費、計数が0です。

その内訳をみると、通信運搬費が3万3千円や手数料等の説明があります。

そこで財務規則上は、計数が0の時は備考に書いてあるこの内訳については、議会の議決ではなくて、首長の運用範囲でできるということが解説に書いてあります。

ですから私は、ここの0については、このような書き方はいかななものかと、質疑ではなく私、指摘したいと思って、もしそれに対して答弁いただけるなら、お願いいたします。

○議長（東川孝義議員） 西本総務課長。

○総務課長（西本圭太君） 只今の中尾議員からのご指摘ですけれども、11節役務費において、補正額0となっております。

説明欄の方で通信運搬費、手数料、保険料それぞれ計上しておりますけれども、こちら細節の方で予算計上しておりました。

その中で細節の補正を整理したところ、役務費全体としては0となったということで、このような計上になったということになります。

そういったことで、今回こういった形で整理させていただいたということでご理解いただきたいと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（東川孝義議員） 中尾議員。

○10番（中尾 稔議員） 今の説明の中において、0が出るのであれば、基本的に財務規則は、款項は議会の議決項目、目節は首長の執行科目なんです。

執行科目に置いているものを、このように0であったものを、なぜ議会の議決を必要とするか、その基本をまず説明してください。

○議長（東川孝義議員） 橋本副管理者

○副管理者（橋本正道君） 中尾議員のご指摘の通り、議決においては款項までということで、議案として上程することになっております。

本表については、その中身について事項別明細ということで、より深く内容についてご説明するということでもありますので、このような書き方をして、結果的に0ということになります。この書き方がですね、より理解を深めるためということで、私共今までこういった形で提出しておりましたが、やはりご指摘を受けましたので、他市町村の事例も参考にちょっと研究させていただければと思います。

よろしくお願いいたします。

○議長（東川孝義議員） 中尾議員。

○10番（中尾 稔議員） 今の答弁は、じゃあそれを、今はこの様に書くけども、今度検討する

ということですか、記載の方法について。

○議長（東川孝義議員） 橋本副管理者

○副管理者（橋本正道君） どこまで深くするかということがありますので、やはり他の市町村の事例も一回調べてみなければならないということです。

また本表につきましては、名寄市の事例で申し上げて大変失礼なんですけれども、財務管理システム等のシステム上出て来るものということでも、整理されている部分がありますので、やはりいろんな部分から見なければならないかと思っております。

現状では、やはりどこの節が、特に最終です。この節がどのように変わったかということも踏まえて、このとおりの形で出すのがより適切ではないかと考えておりますけれども、やはり他市町村の事例を見ながら、研究していきたいと思っております。

今、この場で変えるかどうかについてはちょっとまだ申し上げる段階にはないと思っております。

○議長（東川孝義議員） 他にご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 質疑なしと認めます。
お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。
これより採決を行います。

議案第4号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第4号は原案のとおり可決されました。

○議長（東川孝義議員） 日程第7 議案第5号、令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 議案第5号、令和5年度名寄地区衛生施設事務組合一般会計予算について、提案の理由を申し上げます。

当組合は、地域住民の生活環境の向上を目的に、し尿等の収集処理とごみの処理に関する事務を担っております。

組合運営にあたりましては、議員各位の特段のご理解とご協力を賜り、改めて感謝申し上げます。

令和5年度予算は、非常に厳しい経済情勢、地方財政の中、より効率的な運営と安全管理に留意をして編成作業を行ったところでございます。

また、次期中間処理施設整備に向けた検討を引き続き構成市町村や関係機関と連携を図って進めるものとしたところでございます。

なお、各施設の運営に係る経費の負担割合が相違をしていることから、共通経費については総務費に計上し、その他については人件費も含め、各科目にそれぞれ分けて計上したところであります。

まず、し尿収集量につきましては、公共下水道や浄化槽の整備状況を考慮し、前年度当初と比較をいたしまして1.5%、22kl減の1,399klを見込んだところでございます。

ごみの搬入量につきましては、これまでの搬入状況を参考に、炭化対象ごみで前年度比4.0%、130 t減の3,110 t、埋立対象ごみで10.8%、594 t減の4,914 tを見込んだところでございます。

一時借入金につきましては、不測の事態に備え、限度額を5千万円とする中で、円滑な資金運用を図ろうとするものであります。

以上のことを基本に編成をいたしました本年度予算は6億8,060万6千円、前年度当初と比較をいたしまして6,047万9千円、率にして8.2%の減となったところでございます。

予算の概要につきまして、まず歳出から申し上げます。

組合運営費につきましては、議会費、総務費を当組合に関係する条例、規則に準じて算出し、改選に伴う諸経費やホームページのセキュリティ強化と令和6年度に職員1名を採用するための経費を計上した他は、例年並みの額となっております。

し尿収集処理関係につきましては年次計画による工事費の減により、前年度比で減額となっております。

炭化処理関係につきましては、電気料金の値上げにより、前年度比で増額となっております。

埋立処理関係につきましても、電気料金の値上げにより、前年度比で増額となっております。

次期中間処理施設推進事業関係につきましては、継続費としております旧焼却施設解体工事の入札減により、前年度比で減額となっております。

一方、歳入につきましては、旧焼却施設の解体工事の入札減により、構成市町村の負担金が減額となっております。

使用料及び手数料につきましては、し尿収集量やごみ搬入量の減量見込により、前年度比で減額となっております。

国庫支出金につきましては、環境省の循環型社会形成推進交付金の対象となる事業に対する交付金を計上しております。

繰越金につきましては、前年度会計の決算剰余金を見込んで予算措置をし、負担金の軽減を図ったところでございます。

以上によりまして、予算の執行にあたりましては、事務事業の効率化をより一層推進するために努力をしてまいり所存でございますので、

議員各位の特段のご理解と、お力添えをお願い申し上げる次第でございます。

なお、詳細につきましては、事務局長より説明をさせていただきますので、よろしくご審議下さいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（東川孝義議員） 追加説明を藤井事務局長。

○事務局長（藤井浩司君） 只今の提案理由説明との重複を避け、追加説明をいたします。

予算説明書の事項別明細書で歳出からご説明いたしますので、16ページ、17ページをお開き下さい。

1款1項1目議会費は、本年度予算額77万3千円で、改選によります経費の増はありますが、その他は例年並みの計上となっております、詳細は説明欄に記載のとおりでございます。

次に2款総務費、1項1目一般管理費は、2,177万3千円の計上で、19ページの12節委託料のネットワークセキュリティ強化を目的とした経費の追加、及び職員採用試験業務に関わる委託料を計上した他は例年並みの計上となっております。

2目職員厚生研修費は、会計年度任用職員の共済組合の加入による、総合健診受診人数の増、2項1目監査委員費では、21ページの18節負担金補助及び交付金で、監査実務セミナーの受講により、それぞれ前年度比で増額となっております。

3款衛生費、1項1目し尿収集費の1,318万5千円は、構成市町村における収集量を前年度比22k1減少の1,399k1で見込んだ計上となっております。

2目し尿処理費の8,840万9千円は、23ページの10節需用費で、電気料金の値上げによる増はありますが、年次計画による工事予定がないことから、全体で前年度比1,610万9千円、率にして15.4%の減となっております。

3目炭化処理費では2億6,081万3千円を計

上し、前年度比2,609万2千円、率にして11.1%の増となりました。主な内容は提案理由で申し上げます、25ページの10節需用費における電気料金の値上げと燃料単価の高騰によるものでございます。

4目埋立処理費の1億161万7千円は、27ページの10節需用費で、燃料や消耗品、薬品の節減による減はありますが、電気料金の値上げにより、全体で前年度比542万7千円、率にして5.6%の増となっております。

次に5目ごみ処理施設建設費は、1億9,209万9千円を計上し、前年度比7,725万8千円、率にして28.7%の減となりました。

減額の主な内容としましては、29ページの14節工事請負費において本年度で2年目となります、旧焼却施設解体工事の入札執行減によるものでございます。

3款衛生費合計で6億5,612万3千円の計上で、前年度比6,191万円、率で8.6%の減となりました。

次に、4款公債費及び次ページの5款予備費は、不測の事態に備え、いずれも前年度同額を計上しております。

32ページをお開きください。

上段の表は備荒資金組合の車両譲渡事業に関わる債務負担行為に関する調書、下段の表は旧焼却施設解体事業及び中間処理施設建設事業に係る継続費の調書となります。

33ページ以降につきましては、給与費明細書となっておりますのでご確認ください。

続いて歳入についてのご説明いたします。

8ページ、9ページをお開きください。

初めに2款使用料及び手数料からご説明いたします。

2款1項1目衛生使用料の230万4千円は、幌加内町の受託処理に係る施設使用料でございます。

次に、2項1目衛生手数料、4,726万3千円の

計上は、1 節し尿収集手数料から11ページの3 節埋立処理手数料まで、今年度の収集及び搬入状況を踏まえた見込量により算出したもので、前年度比446万5 千円、率で8.6%減となりました。

4 節浄化槽清掃業許可申請手数料は2 件分の申請を見込んでの計上となっております。

3 款国庫支出金は、次期中間処理施設整備に係る環境省の交付金でございます。

4 款道支出金は、最終処分場において、条例で定める組合が処理する産業廃棄物に係る道税の徴収事務に対する道の交付金でございます。

12、13ページをお開きください。

5 款財産収入は、施設整備基金運用の預金利子収入です。

6 款繰入金は、一時的に資金不足が生じた場合の対応として計上しております。

7 款繰越金は、説明欄に記載していますが、前年度、一般会計繰越金として1,800万円の他、前年度における環境省交付金の執行残相当分509万8 千円を計上しております。

8 款諸収入、1 項1 目預金利子は、一時的な余剰金を定期預金として運用する利子収入でございます。

2 項1 目衛生費貸付金元利収入は、ごみの自己搬入に対します釣銭の貸付金になります。

14ページ、15ページをお開きください。

3 項1 目雑入は、自動販売機の設置料と雑品の売払金になります

最後に負担金についてご説明いたします。

4 ページ、5 ページをお開きください。

1 款1 項1 目市町村負担金は5 億6,564万1 千円の計上で、前年度比751万8 千円の減額となりました。

1 節し尿等処理負担金の8,911万5 千円は、年次計画による工事費の減により前年度比約1,200万円の減。

2 節炭化処理負担金は、電気料金の値上げよ

り前年度比約2,900万円増の2 億4,836万9 千円。

6 ページ、7 ページをお開きください。

3 節埋立処理負担金の8,323万4 千円につきましても、電気料金の値上げにより前年度比約1,300万円の増となっております。

4 節建設事業負担金の1 億4,492万3 千円は、次期中間処理施設整備に伴う環境省の交付金を除く部分を負担割合に応じての負担となりますが、旧焼却施設の解体工事に係る費用につきましては、名寄市単独で負担していただくものとして算出したしまして、前年度比約3,700万円の減となり、負担金全体で5 億6,564万1 千円、前年度比751万8 千円、率にして1.3%の減となっております。

以上、令和5 年度予算の追加説明とさせていただきますので、よろしくご審議下さいますようお願いいたします。

○議長（東川孝義議員） これより質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（挙手する者あり）

○議長（東川孝義議員） 中尾 稔議員。

○10番（中尾 稔議員） 1 節報酬の所でお聞きします。

前回も私はちょっとわからなくてお聞きしたんですけど、この会計年度任用職員報酬で、ページ数でいうと、17ページに1 人、それから21 ページに8 人、それから23ページに14人、それから25ページに6 人、それと27ページに1 人、こういう数字は載っているんですけども、基本的なことをお聞きしたいんです。

会計年度任用職員の特例加算の職員と特例加算になっていない職員の2 通りあります。ここに書いてあるように。

それで、前も説明を聞いたんですけども、こういうものについては必ず規則、規定、何かがあると思うんです。それに基づいて説明をまずお願いします。

それから2点目、特例加算の率はどれくらいか、そして特例加算の額。というのも、調べてみると、間違っていたら失礼なんですけれども、30人職員がいて、加算になっている職員が6名ということが、予算書から見て取れるんですけれども、なっていないのが24名で、なのでその点をお聞きいたします。

○議長（東川孝義議員） 西本総務課長。

○総務課長（西本圭太君） 中尾議員からのご質問の説明をさせていただきます。

まず1点目につきましては、記載の仕方ということかと思うんですけれども、このように期末手当特例加算と期末手当対象という風に区分しているのは、人事管理の面で、給与実態調査なんかもございます、そういった面でこういった形で明確にしておくことで、整理がしやすいということで、こういった区分で掲載させていただいているということでもあります。

それと2点目の期末手当特例加算と期末手当対象の率ということなんですけれども、こちらにつきましては、期末手当は対象の方につきましては、2.6か月分の期末手当を支給するという形となっています。特例加算の方につきましては、その率に基づきまして、月割りでそれぞれ按分しましてそれぞれの各月の報酬に加算して、計上して支給している形になっています。

以上です。

○議長（東川孝義議員） ちょっと待ってください。

今、質問があった規定の部分のお答えがなかったかなと思うので、その辺の内容について、もう一度ご説明をお願いします。

西本総務課長

○総務課長（西本圭太君） 規則にあるかないかということなんですけれども、ここの部分につきましては、規則でそういった形で分かれているということでご理解いただきたいと思います。

以上です。

○議長（東川孝義議員） 中尾議員。

○10番（中尾 稔議員） 規則で定めてあるからこのように支給されていると今説明を受けたんですけれども、その規則を提示していただけますか。

○議長（東川孝義議員） 西本総務課長。

○総務課長（西本圭太君） 当組合のですね、職員も含めた給与等につきましては、名寄市の規則を準用しておりますので、名寄市のホームページからご確認いただければと思いますので、よろしく願いいたします。

以上です。

○議長（東川孝義議員） 中尾議員。

○10番（中尾 稔議員） ホームページにあるからそれをご確認くださいということですね答弁。

じゃあ、資料としたホームページを見ればわかるんだと、そういう論法になると、ホームページにあるものについてはここで質問しても、ホームページにありますという答弁が適正かな、僕はわからないので。

ホームページにあるとしたら、ホームページのとおりと答えた上で、こういう形のものはこうなんですという答弁は、僕が求めたものに対して、ホームページにあるという、そういう答弁の仕方が回答になりますか、議長。

議長の判断から聞きます。

○議長（東川孝義議員） 今、中尾議員の方から、先ほどの答弁に対して、ホームページに掲載をされているという風な答弁だったんですけれども、改めてここの部分もう少し詳しくご説明をいただきますか。

暫時休憩いたします。

休憩 午後4時10分

再開 午後4時11分

○議長（東川孝義議員） 再開いたします。

改めて答弁を求めます。

藤井事務局長

○事務局長（藤井浩司君） 只今ご質問いただきました件でございますけれども、特例に関する部分の規則につきましては、名寄地区衛生施設事務組合会計年度任用職員の任用に関する規則ということで、そこで明記されておまして、準用につきましては、名寄市の会計年度任用職員の任用に関する規則を準用していることになっております。

もちろん当組合の方のホームページでも閲覧は可能なんです、そのような形でうちの方の例規規則についても、そのような形になっております。

今、現在持ち合わせしておりませんので、印刷してお渡しすることも可能ですし、うちの方の規則にも存在しておりますので、常時閲覧も可能という風に考えております。

以上です。

○議長（東川孝義議員） 他にご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 以上で質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本件は、委員会付託を省略し、直ちに採決することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

これより採決を行います。

議案第5号は、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、議案第5号は原案のとおり可決されました。

○議長（東川孝義議員） 日程第8 報告第1号、専決処分した事件の報告についてを議題といたします。

提出者の説明を求めます。

加藤管理者。

○管理者（加藤剛士君） 報告第1号、専決処分した事件の報告について申し上げます。

本件は昨年12月13日、午後2時40分頃、当組合会計年度任用職員が炭化センター東側駐車場に積雪のため、駐車できなかったことから工事棟東側に駐車していたところ、換気扇フードからの落雪により、車両を破損させたものでございます。

過失割合は、当組合が100%であり、相手方の車両の修理代として、当組合が55万9千円を負担することで示談が成立し、和解したところであります。

地方自治法第180条第1項の規定により、議会の議決により指定された事項について専決処分をし、同条第2項の規定によりご報告申し上げます。

よろしくご審議下さいますよう、お願いを申し上げます。

○議長（東川孝義議員） これより質疑に入ります。

ご発言ございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 質疑なしと認めます。

報告第1号を終結いたします。

○議長（東川孝義議員） 日程第9 議会報告第1号、例月出納検査及び定期監査の結果報告についてを議題といたします。

本件については、報告書がお手元に配布されておりますので、これをもってご了承をお願いいたします。

○議長（東川孝義議員） 日程第10 閉会中継
続審査及び調査の申し出についてを議題といた
します。

お諮りいたします。

お手元に配布いたしました議会運営委員長か
らの申し出のとおり決定することにご異議ござ
いませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（東川孝義議員） 異議なしと認めます。

よって、申し出のとおり決定いたしました。

○議長（東川孝義議員） 以上で今期定例会に
付議されました案件は全部議了いたしました。

これをもちまして、令和5年第1回名寄地区
衛生施設事務組合議会定例会を閉会いたします。
大変お疲れ様でした。

閉会 午後4時15分

上記会議のてん末を記載し、その相違なきことを証するため、ここに署名議員と共に署名する。

名寄地区衛生施設事務組合議会

議 長 東 川 孝 義

署名議員 清 水 一 夫

署名議員 高 橋 伸 典